

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄和福祉会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条及び社会福祉法人雄和福祉会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員並びに各種委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 各種委員とは入所調整委員及びサービス向上委員の者をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員並びに各種委員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤役員に準じて報酬を支給する。
- 4 評議員選任・解任委員で職員としての立場を有するものに対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の役員の報酬日額は、別表に定める額とする。
- 4 この法人の評議員の報酬日額は、別表に定める額とする。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬は、別表に定める額とする。
- 6 上記以外の各種委員が会議に出席した場合の報酬は、別表に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む。)を、費用弁償として支給することができる。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、本会職員旅費規程に基づく。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長、業務執行理事の報酬等(旅費を除く。)は、四半期毎の最終出勤日に支払うものとする。

2 理事長、業務執行理事の旅費は必要の都度、支払うものとする。

3 理事長、業務執行理事以外の役員、評議員、評議員選任・解任委員および各種委員の報酬等ならびに役員等の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成24年4月1日施行の役員・評議員等の報酬及び費用弁償規程は廃止する。

別表

分類	報酬額	摘要	
非常勤役員	理事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等に出席した場合 ・ <u>理事長</u> 会議等以外に事務決裁等で勤務する場合には月 10 日を限度とする。 ・ <u>業務執行理事</u> 会議等以外に事務決裁等で勤務する場合には月 15 日を限度とする。 ・ <u>職員としての立場を有する者</u> 正規の勤務時間外に開催される会議に出席した場合は報酬を支給する。 	
	監事	日額 7,000 円	・ 会議等で出席した場合
		日額 10,000 円	・ 監査に係わる業務に勤務した場合
評議員	日額 6,000 円	・ 会議等に出席した場合	
評議員選任・解任委員会	日額 5,000 円	・ 会議等に出席した場合 (ただし、職員の場合は無報酬)	
入所調整委員会 サービス向上委員会	日額 5,000 円	・ 会議等に出席した場合	